

福岡県公報

平成十七年六月三日
第二千三百九十五号
増刊 ①

、同日以後に発せられた旅行命令について適用する。

教育委員会
目次

○福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（教育庁総務課）……………

教育委員会

福岡県教育委員会教育長訓令第五号

本
出先機関
府

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年六月三日

福岡県教育委員会教育長 森山良一

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務決裁規程（平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表一第五項第一号中「、教育次長相当職員及び部長相当職員」を「及び教育次長相当職員」に改める。

別表一第五項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「課長相当職員（出先機関の職員を除く。）」を「課長」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

2 部長相当職員（出先機関の職員を除く。）に旅行命令を発し、又はこれを
変更し、及び復命を受けること。
教育次長

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県教育委員会事務決裁規程の規定は

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
株福岡市
式市東区箱
会社崎ふ
川頭六島
丁目弘文
番文四
二社号

定価
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)